



平成26年徳島県台風11・12号災害義援金

1. 被災状況

台風11・12号の暴風雨等により、徳島県那賀町に災害救助法が適用されたほか、県内各地に家屋の倒壊、浸水等の大きな被害が生じた。

2. 募集期間

平成26年8月27日（水）から平成26年10月31日（金）まで
（義援金のみを取り扱います。）

(1) 被災県に直接送金する場合

(1) 振込・振替の場合

金融機関	支店名	口座番号	名義等
阿波銀行	昭和町支店	(普)1104380	福) 徳島県共同募金会
徳島銀行	昭和町支店	(普)8508491	

※各金融機関の口座とも、当該金融機関の本支店の窓口からの振込み手数料が無料。

金融機関	口座番号	名義等
ゆうちょ銀行	00930-5-274449	徳島県共同募金会災害義援金

※振込票の通信欄に「徳島県台風災害義援金」と記入。振替手数料は10月31日まで無料。

(2) 現金書留の場合

〒770-0943

徳島市中昭和町1丁目2番地 徳島県立総合福祉センター内
社会福祉法人 徳島県共同募金会 あて

※宛名のところに「救助用」と明記。郵便料金が、10月31日まで無料。

(2) 本会に送金

常陽銀行 本店 (普) No. 3700114
福) 茨城県共同募金会 徳島台風災害
(現在、送金振込手数料免除申請中です。許可され次第、ご連絡いたします。)

—留意事項—

- ① 拠出者リストは送金とあわせて必ず提出してください。なお、個人名については、拠出者の確認に使用することについて了解を得た上で報告願います。
- ② 領収書については原則支会で発行願います。なお、本会でも発行できますが、現在のところ税制上の優遇措置の効力はありません。
- ③ 税制上の優遇措置を希望する場合は、拠出者リスト領収書欄の「被害を受けた都道府県共募」に○印を付けてください。後日、当該都道府県共同募金会発行の領収書を送付します。

3. 義援金の配分

被災県の関係機関で構成される「義援金配分委員会」において決定し、被災者に配分されます。

※ 義援金情報につきましては、中央共同募金会ホームページにも掲載しておりますので、ご参照ください。
<http://www.akaihane.or.jp/> ・ <http://blogs.yahoo.co.jp/kyodobokin>

NO _____

領 収 書 (控)

様

円

但し、「平成26年徳島県台風11・12号災害義援金」として

平成 年 月 日

茨城県水戸市千波町 1918 番地 県総合福祉会館内
社会福祉法人 茨城県共同募金会
茨城県共同募金会 ○○支会

支会長

印

割

印

NO _____

領 収 書

様

円

但し、「平成26年徳島県台風11・12号災害義援金」として

平成 年 月 日

茨城県水戸市千波町 1918 番地 県総合福祉会館内
社会福祉法人 茨城県共同募金会
茨城県共同募金会 ○○支会

支会長

印